

令和4年11月17日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

J I S規格に適合しないコンクリートが出荷された事案の対応状況について

資料 J I S規格に適合しないコンクリートが出荷された事案の対応状況について

まちづくり局

1 事案概要および市の対応経過

(1) 事案概要

○有限会社小島建材店について、令和4年2月3日に一般財団法人建材試験センターが審査を実施したところ、生産量と出荷量の記録が整合しない、荷卸し時に余ったコンクリート（以下「戻りコンクリート」という。）に新たに製造したコンクリートを混ぜて出荷するなど、適切な製造及び出荷が継続的に行われていない状態でJISマーク品を出荷していた事実等が確認されたことから、同年2月21日付けでJISマーク認証が取り消されました。

建築基準法第37条（建築材料の品質）



○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- [1号] JIS等の規格に適合するもの
- [2号] 大臣の認定を受けたもの

○国土交通省の調査によると、戻りコンクリートが住宅の基礎等の建築基準法の規制対象部位に使用された疑いが持たれるのは、市内20現場となっており、建築基準法に抵触する恐れがあることから、事実関係の確認や法適合に向けた対応が必要となりました。

| 調査対象 | | |
|------|-----|----|
| | 現場数 | 棟数 |
| 川崎市 | 20 | 57 |
| 高津区 | 3 | 8 |
| 宮前区 | 4 | 11 |
| 多摩区 | 8 | 27 |
| 麻生区 | 5 | 11 |



| 対象建築物 | | |
|-------|-----|----|
| | 現場数 | 棟数 |
| 川崎市 | 18 | 20 |
| 高津区 | 2 | 2 |
| 宮前区 | 4 | 4 |
| 多摩区 | 7 | 7 |
| 麻生区 | 5 | 7 |

(2) 市の対応経過

- 国土交通省から情報提供があった市内の20現場のうち、57棟について建築基準法に基づく調査を実施し、戻りコンクリートを規制対象部位に使用した建築物を18現場20棟と特定いたしました。
- 使用された戻りコンクリートについて、JIS A 5308に規定された項目の適合調査を行い、戻りコンクリートを規制対象部位へ使用した建築物は、いずれも建築基準法に抵触することと結論づけました。
- 建築基準法に抵触することとなる建築物について国土交通省や関係特定行政庁と協議し、
「(A) 必要な改修工事の速やかな実施（基礎の打ち直し等）」
あるいは
「(B) 国土交通大臣の認定取得（建築材料 又は 構造耐力に関する大臣認定）」
のいずれかの対応を求めることとしました。
- 建築物を使用する場合には、建築物の当面の安全性の確認を求めました。
また、当面の安全性が確認できた場合には、使用禁止等の命令は行いません。
- 工事施工者や所有者等の関係者へ、建築基準法への適合に向けた対応を求める書面を7月21日付けで発送し、各建築物の対応方針について、9月末を目途に報告するよう求めました。
- 以上について令和4年7月28日のまちづくり委員会でご説明させていただきました。

2 報告状況（令和4年11月14日時点）

(1) 各建築物の対応方針について

| 報告済み | 17棟 | (A) 必要な改修工事の速やかな実施 (基礎の打ち直し等) | 2棟 |
|------|-----|--|-----|
| | | (B) 国土交通大臣の認定の取得 (建築材料 又は 構造耐力に関する大臣認定) | 15棟 |
| 報告待ち | 3棟 | ・方針は定まっているため、報告を待っている状態 | 1棟 |
| | | ・施工者と所有者とで方針の詳細等を調整中 | 2棟 |

※報告待ちの建築物については、いずれも工事施工者や所有者等に対して連絡を取っており、必要な情報を提供しつつ報告を求めています。

(2) 使用する建築物の当面の安全性の確認について

| | 確認事項 | 確認結果 |
|----------------------------------|---|---|
| 「使用中」 または 「使用予定あり」 の建築物 | 4棟 1. コンクリート強度の確認(第三者機関) ・リバウンドハンマー試験やコア抜きによる強度試験 2. 目視等による確認 ・基礎の劣化及び損傷の状況等の定期的な確認 についての報告を求めました。 | 4棟すべてについて ・所定の設計強度を満たしている。 ・目視による劣化及び損傷はない。 ※一部の建築物について追加の資料を求めています。 |

3 今後の対応について

- 「大臣認定取得」については小島建材店から指定性能評価機関に対して「事前相談」を行っている段階であることを確認しております。
また、特殊な事案であることから、同社及び指定性能評価機関から国土交通省に対しても相談があり、評価方法等について検討が進められていることを確認しております。
- 国土交通省に対しては「大臣認定取得の進捗状況」及び再発防止策等の状況について情報共有を求めてまいります。
- 引き続き速やかな情報の入手に努め、「大臣認定取得の進捗状況」については適宜、工事施工者等の関係者に対して情報提供を行ってまいります。
- 市民の方からの問い合わせ等についても建築指導課を窓口として引き続き丁寧な対応を行ってまいります。

大臣認定取得までの流れ

